

千葉都市計画の変更に関する都市計画説明会【資料】

「營田駅北側における用途地域及び高度地区の変更」

日時:令和4年7月30日(土)午前10時00分から

会場:千葉市緑区鎌取町 226-1

千葉市緑保健福祉センター2階 大会議室

営田駅北側における用途地域及び高度地区の変更

位置
 ・・・ 2ページ
 現状及び経緯
 ・・・ 2ページ

3 変更理由 ・・・ 2ページ

4 変更内容

 (1) 用途地域及び高度地区について
 ・・・ 3ページ

(2)計画図 ・・・ 4ページ

(3) 高度地区の規定書の整理 ・・・ 5ページ

5 (参考) 都市計画変更手続きの流れ ・・・ 6ページ

1 位 置

今回変更する地区は、JR外房線營田駅の北側に位置する面積約7.7haの区域です。主に、都市計画道路營田駅北口線、市道營田町127号線及び市道營田町215号線の沿道を対象としています。

2 現状及び経緯

曽田駅の北側は、過去には全面的に第一種低層住居専用地域に指定されており、戸建て住宅を中心とした低層住宅地が形成されています。

平成15年に

管田駅北口駅前広場を含む都市計画道路

管田駅北口線の都市計画決定とともに、駅前広場周辺が第一種住居地域に変更されました。

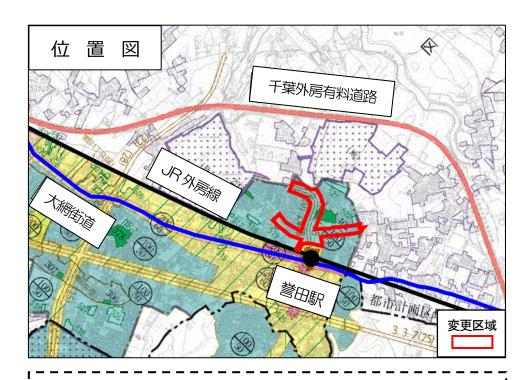
その後、駅前に商業施設の立地や新たな住宅地が開発され、さらに、産業団地の開発とそれに伴うインフラ整備も進められており、

今後、駅の利用者や駅周辺の人口増加が見込まれる状況です。

3 変更理由

用途地域及び高度地区の変更を行い、既に形成されている低層住宅地の良好な住環境を維持しつつ、居住者等の利便の増進を図ります。

合わせて、高度地区の規定書について、法律の改正に伴い規定の整理を行います。



■用途地域とは

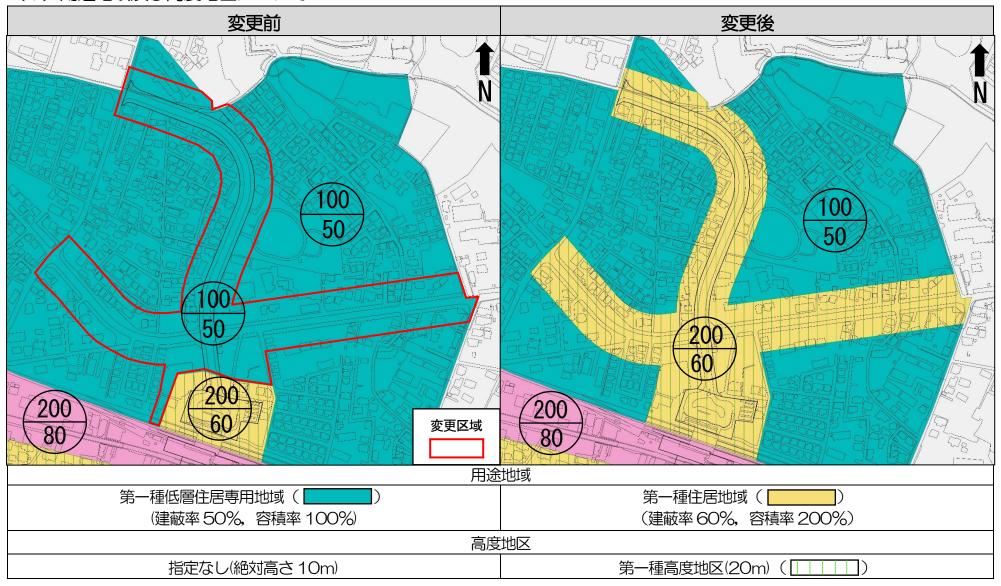
都市計画において、既に市街化されている区域などを住宅地、商業地、工業地などに区分し、土地に建てられる建物の種類を定めています。

■高度地区とは

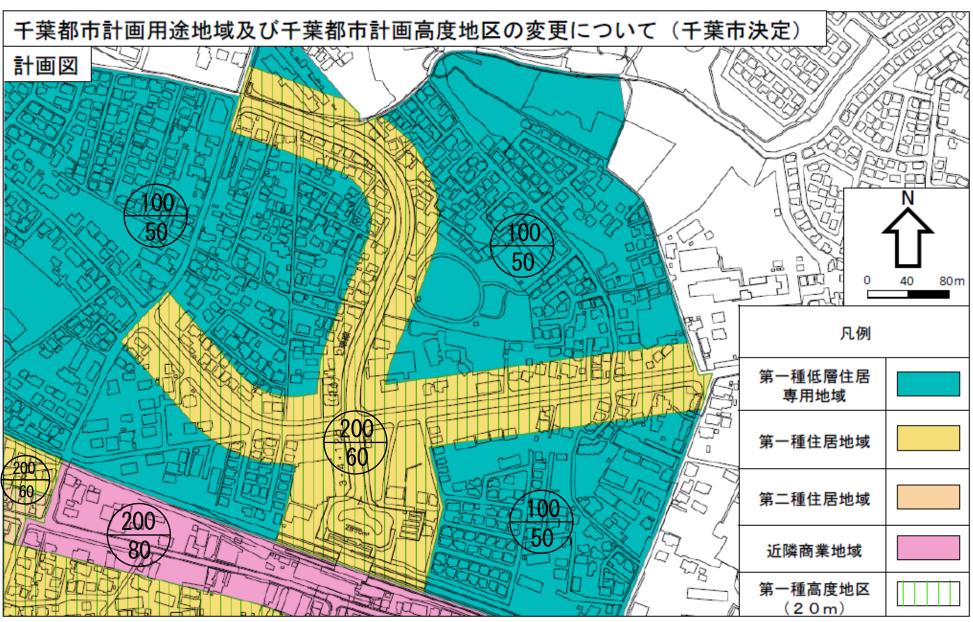
建築物の高さの規制を強化することで、用途地域を補完する地区です。日照、通風などを確保し、良好な居住環境を確保するため、住居系の用途地域(第1種低層、第2種低層住居専用地域を除く)で定めています。また、具体の高さの制限等は、高度地区の規定書として定めています。

4 変更内容

(1) 用途地域及び高度地区について



(2) 計画図

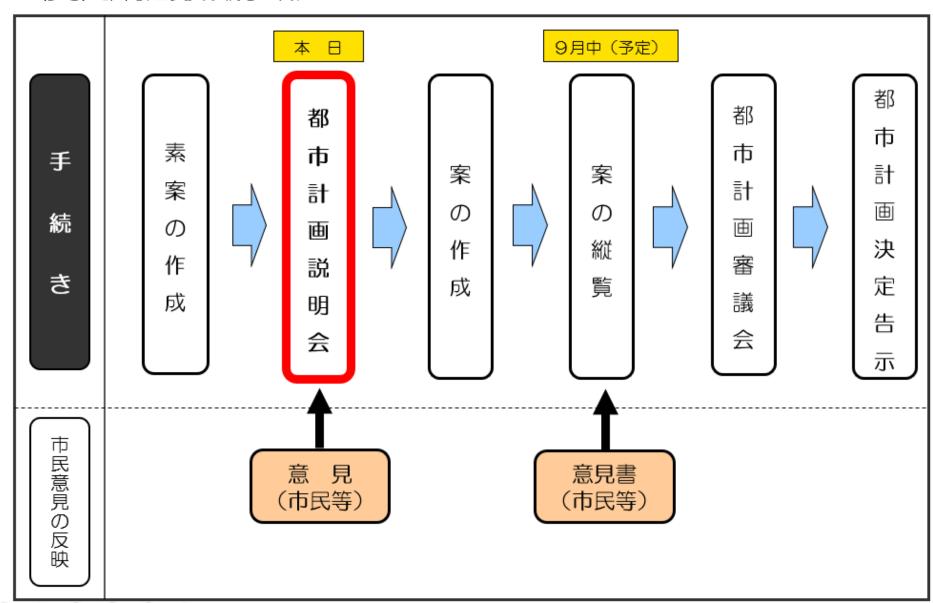


(3) 高度地区の規定書の整理

改正前	改正後
〇高度地区の規定書	○高度地区の規定書
略	略
第1 用語の定義~第3 制限の緩和 略	第1 用語の定義〜第3 制限の緩和 略
第4 適用の除外	第4 適用の除外
略	略
(1)~(3) 略	(1)~(3) 略
(4) 不適格部分を有する建築物で、建築物の耐震改修の促	(4)不適格部分を有する建築物で、建築物の耐震改修の促
進に関する法律(平成7年法律第123号)第8条第3項	進に関する法律(平成7年法律第123号)第 <u>17</u> 条第3
の認定を受け、当該認定に基づき耐震改修を行う建築物	項の認定を受け、当該認定に基づき耐震改修を行う建築物
(5)•(6) 略	(5)・(6) 略
2 前項第2号又は第4号により適用の除外となる場合にお	2 前項第2号又は第4号により適用の除外となる場合にお
いて、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項	いて、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項
の規定による確認の申請、同法第18条第2項の規定によ	の規定による確認の申請、同法第18条第2項の規定によ
る通知又は建築物の耐震改修の促進に関する法律第8条第	る通知又は建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条
1項の規定による認定の申請を提出しようとする者は、不	第1項の規定による認定の申請を提出しようとする者は、
適格部分を有する建築物であることを証明する書類を添付	不適格部分を有する建築物であることを証明する書類を添
しなければならない。	付しなければならない。
第5 認定による特例・第6 認定の公告 略	第5 認定による特例・第6 認定の公告 略

(※<u>赤字</u>:変更箇所)

5 (参考)都市計画変更手続きの流れ





会場:千葉市緑保健福祉センター 2階「大会議室」

住所:千葉市緑区鎌取町 226-1

交通手段

電車: JR 外房線鎌取駅(北口) から徒歩約8分

バス:千葉行き「鎌取市営住宅」下車。

又は、都賀行き「鎌取市営住宅」下車。

車:緑保健福祉センターに駐車場有り

お問い合わせ先

千葉市 都市計画課 土地利用班

千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター3階 TEL:043-245-5304 FAX:043-245-5627 e-mail:keikaku.URU@city.chiba.lg.ip